

# 第3回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月19日(木) 13時30分～14時23分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (8人)

会 長	9 番委員	内 山	正 勝
第一順位職務代理者	8 番委員	円 谷	要
委 員	1 番委員	磯 部	伊 弘
	2 番委員	伊 藤	義 則
	3 番委員	石 井	一 美
	4 番委員	大 野	義 明
	6 番委員	星	重 保
	7 番委員	小 針	久 司

農地利用最適化推進委員

	北 畠	正
	松 崎	一
	石 塚	兵 敏
	兼 子	武 昭
	小 針	孝 之
	星 あ	一 子
	小 沼	き 雄
		孝

4 欠席委員 (1人)

5 番委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 令和元年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢 一

農業委員会書記 久 下 裕 貴

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。開会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 これより令和2年第3回天栄村農業委員会総会を開会致します。

事務局長 続きまして、内山会長よりご挨拶をお願い致します。

内山会長 (内山会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長よろしくお願い致します。

内山会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしくお願い致します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は8名、届け出欠席委員は5番 小沼委員であります。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については、1番の磯部委員、2番の伊藤委員の両名をお願い致します。

それではただいまから議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。

No.1について事務局より説明を願います。

事務局 (1ページ～3ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、報告事項なので、承認といたします。

(13:41決定)

議長 続いて、No.2について事務局より説明願います。

事務局 (4ページ、5ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑ある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、報告事項なので、承認といたします。

(13:42決定)

議長 次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。

No.1について事務局より説明を願います。

事務局 (6ページ、7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。4番 大野委員よりご説明願います。

大野委員 3月15日に、■■■■さん宅に行き確認して参りました。間違いはないという事でした。■■■■さんには電話で確認し、間違いありませんでしたので、よ

ろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 ■さんと、■さんの繋がりは何ですか。

事務局 ■さんが所有しているこの土地は、国営での基盤整備当初は沈砂池でした。配分の関係でどうしても面積が足りないという事で、沈砂池を田んぼに作りかえて、■さんの所に配分されました。水の便が悪く、山の水がこの沈砂池に流れ込むような構造だったので、毎年水が溢れ出て使い勝手が良くない為、農地を手放したいという事でした。近くで■さんがハウスを建てているので、買ってくれないかと持ち掛けたが農業法人ではない為、買うことは出来ませんでした。■さんは、■さんの奥さんの弟です。そのような事で、今回の権利の移動になりました。

議長 他にありませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:48決定)

議長 続いて、No.2について事務局より説明願います。

事務局 (6ページ、8ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。5番 小沼委員が本日欠席のため、事務局長よりご説明願います。添田豊廣さんが譲渡人になっておりますが、非常に池からの水がかりが悪く、水の管理を頻繁にできないという事でした。■さんの田んぼは道路を挟んで向かい側にあり、引き受けるという事で、譲渡に至りました。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 ■さんは、須賀川からこちらに住所は持ってきましたか。

事務局 ■さんだけ移動してきました。

議長 他にありませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:52決定)

議長 次に、議案第2号「令和元年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明を願います。

事務局 (9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたでの、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。中郷・児渡地区 農地利用最適化推進委員 北島委員よりご説明願います。

北島委員 ■さんに確認しまして、再設定で間違いないという事でした。よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:55決定)

議長 続いて、No.2について事務局より説明を願います。

(9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員 松崎委員よりご説明願います。

松崎委員 3月16日に、■さんと■さんに確認し、間違いないという事でした。審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:57決定)

議長 続いて、No.3に入る前に、この議事案件は4番大野委員の案件となります。よって、天栄村会議規則第10条の規定により、大野委員は退席願います。

(大野委員退席)

事務局より説明を願います。

事務局 (9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 石塚委員よりご説明願います。

石塚委員 3月14日に■さんと■さんに確認し、再設定で間違いないという事でした。よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:01 決定)

(大野委員 着席)

議長 続いて、No.4からNo.12については関連がございますので、一括審議といたします。なお、No.11については、3番石井委員の案件となります。よって、天栄村会議規則第10条の規定により、石井委員は退席願います。

(石井委員 退席)

事務局より説明を願います。

事務局 (9ページ～10ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員 兼子委員よりご説明願います。

兼子委員 ■■■■■さんについては、9件を電話で確認し間違いありませんでした。また、3月14日～16日の間に、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さん、■■■■■さんに電話で確認し、新規で間違いがないという事でした。審議の程、よろしくお願い致します。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 ■■■■■さんの息子さんのお嫁さんとの事ですが、郡山と一緒に住んでいますか。

事務局 一緒に住んでいると聞いております。

円谷委員 今はこちらに居ないという事ですね。

兼子委員 来年から新規で家も含めてこちらに来るという事でした。

円谷委員 補助金の関係で奥さんの名前にしているのですか。

事務局長 ■■■■■さんを継いで息子さんがすでに水稻をやっているのです、それでは新規就農にあたりません。奥さんが私も農業をやるという事で、ネギを作付けして新規就農するので奥さん名義になっております。

円谷委員 帰って来て人口も増え、一生懸命やって頂いて良い事だと思います。

議長 他にありませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:13 決定)

(石井委員 着席)

議長 続いて、No.13について事務局より説明をお願いします。

事務局 (11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区 農地利用最適化推進委員 小針委員よりご説明願います。

小針委員 3月16日に自宅訪問にて確認し、再設定で間違いありませんとの事でした。審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:17決定)

議長 続いて、No.14とNo.15については関連がございますので、一括審議といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 (11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。湯本・田良尾・太平地区 農地利用最適化推進委員 星委員よりご説明願います。

星委員 3月16日に■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんに確認し、新規で間違いありませんとの事でした。よろしくお願ひ致します。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

星委員 牧草となっておりますが、何に使いますか。

事務局長 ■■■■さんは、ヤギか羊を飼う予定で、そこで■■■■さんの土地を借りることになりました。他にも借りる所を探していて、今回はこちらだけになります。

議長 他にありませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:22決定)

以上を持ちまして、本日提出された案件の議事を終了致しました。

これを持ちまして、議長の席を降りさせていただきます。

ご協力ありがとうございます。

事務局長 閉会を円谷職務代理よりよろしくお願いします。

円谷職務代理 以上を持ちまして、第3回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:23終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和2年 3月 27日

議 長

内山正勝



1 番委員

磯部伊弘



2 番委員

伊藤義則

